

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第13条第1項に規定する教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。ただし、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員を除く。</p> <p>(1) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許を有する者であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第3条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第3条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものであり、次に掲げる部局等に所属する者</p> <p>ア～サ （略）</p> <p>シ i P S細胞研究所</p> <p>ス 環境安全保健機構（附属放射性同位元素総合センター又は附属健康科学センターを兼ねる者に限る。）</p> <p>セ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(後 略)</p> <p>別表（第3条関係） （略）</p>	<p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(同 左)</p> <p>ア～サ</p> <p>シ</p> <p>ス <u>国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センター</u></p> <p>セ</p> <p>(同 左)</p> <p>ソ</p> <p>(2)</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、令和3年11月8日から施行し、令和3年1月1日から適用する。</p> <p>別表（第3条関係） （同 左）</p>